

税のお知らせ

3月の納税等

介護保険料／第6期

農業集落排水処理施設使用料／第6期

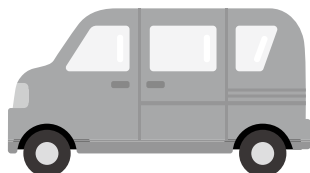
保育料／3月分

納期限／3月31日(火)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用
ください。

身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免の範囲変更について

令和2年度軽自動車税種別割の課税から身体障害者、戦傷病者、知的障害者または精神障害者の方が所有される軽自動車税種別割の減免の対象者の範囲が変更になります。障害の範囲については次のとおりです。



(1) 身体障害者

区分		減免の対象となる範囲	
		身体障害者自身が運転する場合	身体障害者と生計を一にする者または身体障害者を常時介護する者が運転する場合
身体障害者手帳	視覚障害	1級～4級までの各級	同左
	聴覚障害	2級および3級	同左
	平衡機能障害	3級	同左
	音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
	上肢不自由	1級および2級	同左
	下肢不自由	1級～6級までの各級	1級～3級までの各級
	体幹不自由	1級～3級までの各級および5級	1級～3級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1級および2級 1級～6級までの各級
	心臓機能障害	1級、3級および4級	1級および3級
	じん臓機能障害	1級、3級および4級	1級および3級
	呼吸器機能障害	1級、3級および4級	1級および3級
	ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級、3級および4級	1級および3級
	小腸の機能障害	1級、3級および4級	1級および3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級までの各級	1級～3級までの各級
	肝臓の機能障害	1級～4級までの各級	1級～3級までの各級

○2以上の障害がある場合には、身体障害者手帳はそれぞれの級別より上位の級別が記載されることがありますが、減免にあたっては、それぞれの級別で判断します。

(2) 知的障害者(知的障害者自身が運転する場合、知的障害者と生計を一にする者または知的障害者を常時介護する者が運転する場合)

区分	減免の対象となる範囲
療育手帳	A

(3) 精神障害者(精神障害者自身が運転する場合、精神障害者と生計を一にする者または精神障害者を常時介護する者が運転する場合)

区分	減免の対象となる範囲
精神障害者保健福祉手帳	1級

(4) 戦傷病者

区分		減免の対象となる範囲	
		戦傷病者自身が運転する場合	戦傷病者と生計を一にする者または戦傷病者を常時介護する者が運転する場合
戦傷病者手帳	視覚障害	特別項症～第4項症までの各項症	同左
	聴覚障害	特別項症～第4項症までの各項症	同左
	平衡機能障害	特別項症～第4項症までの各項症	同左
	音声機能障害	特別項症～第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
	上肢不自由	特別項症～第4項症までの各項症	同左
	下肢不自由	特別項症～第6項症までの各項症および第1款症～第3款症までの各款症	特別項症～第4項症までの各項症
	体幹不自由	特別項症～第6項症までの各項症および第1款症～第3款症までの各款症	特別項症～第4項症までの各項症
	心臓機能障害	特別項症～第3項症までの各項症	同左
	じん臓機能障害	特別項症～第3項症までの各項症	同左
	呼吸器機能障害	特別項症～第3項症までの各項症	同左
	ぼうこうまたは直腸の機能障害	特別項症～第3項症までの各項症	同左
	小腸の機能障害	特別項症～第3項症までの各項症	同左
	肝臓の機能障害	特別項症～第3項症までの各項症	同左



軽自動車の譲渡・廃車・住所変更などの手続きはお早めに

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者(売主が所有権を保留している場合は、買主である使用者)に課税されます。

所有している軽自動車を売却や住所などを変更したときは、必ず役場・運輸支局・軽自動車協会で手続きを行ってください。

この手続きを行わないと、いつまでも課税されてしまいます。また、納税通知書が現所有者へ届かない原因となります。

手続きを販売店等に依頼される場合、4月1日までに確実に手続きしてもらうように確認をしてください。手続きの遅れにより税額が発生した場合でも、課税を取り消すことはできません。

軽自動車税種別割は自動車税種別割と異なり月割制度がありません。よって、4月2日以降に譲渡・廃車などの手続きをして所有者でなくなった場合でも、その年度の軽自動車税種別割は全額課税されます。

また、口座振替を契約の場合、

特定の車両分のみ口座振替を停止することはできません。1年分のみ軽自動車税種別割を現金払いにしたい場合は、その年の3月末以前に、口座を廃止する旨の振替依頼書を提出していただき、4月以降に口座振替依頼書を再提出していただくように、お願いいたします。□頭でのご依頼は受け付けかねますので、ご了承ください。

●問合せ先

総務部税務課

軽自動車の名義変更および廃車の届出について

毎年3月は軽自動車税種別割申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっております。このため、名義変更および廃車の届出はできる限り3月中旬頃までに済ませていただくようお願いいたします。

●問合せ先

軽自動車検査協会

愛知主幹事務所

☎050-3816-1770

ホームページ

<http://www.keikenkyo.or.jp>

税務課窓口で発行できる主な証明書について

税務課の窓口で発行できる主な証明書について紹介します。

1. 所得等証明書

新年度の証明書は毎年6月1日から発行されます。

① 所得証明書

前年の1月1日～12月31日までの1年間の所得金額が記載されています。

② 課税・非課税証明書

所得証明の内容に加えて、村県民税の年税額や扶養控除、医療費控除などの所得控除額も記載されています。

2. 固定資産証明書

新年度の証明書は毎年4月1日から発行されます。

① 課税台帳登録事項証明書

1月1日現在に所有している土地・家屋の所在地、地目、地積(床面積)等が記載されています。

② 評価額証明書

課税台帳登録事項証明書の内容に加えて、評価額が記載されています。

③ 価格通知書(登記用)

記載内容は評価額証明書と同じ

ですが、使用目的が登記に限られます。

④ 公課証明書

評価額証明書の内容に加えて、税額が記載されています。

3. 納税証明書

各税目の年税額、納付済税額、未納税額を記載します。まだ、納期が来っていない税金については、「納期未到来」と表示します。

また、車検の際に必要な軽自動車税種別割の継続検査用納税証明書は、過去も含めて未納がない場合のみ発行できます。

●本人確認

窓口での申請者が、本人または同じ世帯の方であれば、身分証明書の提示により証明書を発行します。それ以外の方は、委任状が必要です。軽自動車税種別割の継続検査用納税証明書については、委任状の代わりに、車検証(コピー可)の提示でも発行します。

●手数料

1通200円です。ただし、証明書によっては手数料が異なりますので、窓口またはお電話にてご確認ください。